

## 変更箇所

| 変更日        | 項目                             | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明                         |
|------------|--------------------------------|--|--|------|-----------------------------------|
| 平成29年6月19日 | I-5②所属長                        | 母子保健担当課長 山中 洋子   | 母子保健担当課長 斉藤 そのみ  | 事後   | 人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらな        |
| 平成30年3月26日 | I-3個人番号の利用                     | 番号法第9条第1項 別表第一の7の項<br>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定   | 番号法第9条第1項 別表第一の7の項<br>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定   | 事前   |                                   |
| 平成31年3月7日  | I-5②所属長の役職名                    | 母子保健担当課長 斉藤 そのみ  | 健康企画課長   | 事後   | 評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらな    |
| 平成31年3月7日  | I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ       | 〒060-0042<br>札幌市中央区大通西19丁目 WEST19ビル3階  | 〒060-0042<br>札幌市中央区大通西19丁目 WEST19ビル2階  | 事後   | 事務室の異動による記載変更のため、重要な変更にあたらな       |
| 平成31年3月7日  | II-1しきい値判断項目<br>1. 対象人数        | 平成27年2月17日時点   | 平成30年4月1日時点  | 事後   | 時点修正                              |
| 平成31年3月7日  | II-1しきい値判断項目<br>2. 取扱者数        | 平成27年2月17日時点   | 平成30年4月1日時点  | 事後   | 時点修正                              |
| 平成31年3月7日  | IV リスク対策                       | (なし)   | 項目を追加  | 事後   | 様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらな      |
| 令和2年7月31日  | II-1しきい値判断項目<br>1. 対象人数        | 平成30年4月1日時点  | 令和2年6月1日時点   | 事後   | 時点修正                              |
| 令和3年9月1日   | I-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携       | 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二   | 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二   | 事後   | 番号法の一部改正に伴う記載変更のため、重要な変更にあたらな     |
| 令和3年9月1日   | I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ       | 〒060-0042<br>札幌市中央区大通西19丁目 WEST19ビル3階  | 〒060-0042<br>札幌市中央区大通西17丁目 ノフム大通ビル4  | 事後   | 事務室の異動による記載変更のため、重要な変更にあたらな       |
| 令和8年3月18日  | I-5評価実施機関における担当部署              | 札幌市保健福祉局保健所健康企画課   | 札幌市保健福祉局保健所保健管理課   | 事後   | 機名変更による記載変更のため、重要な変更にあたらな         |
| 令和8年3月18日  | I-5評価実施機関における担当部署              | 健康企画課長   | 保健管理課長   | 事後   | 機名変更による記載変更のため、重要な変更にあたらな         |
| 令和8年3月18日  | I-8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ      | 〒060-0042<br>札幌市中央区大通西17丁目 ノフム大通ビル4  | 〒060-0042<br>札幌市中央区大通西19丁目 WEST19  | 事後   | 事務室の異動及び機名変更による記載変更のため、重要な変更にあたらな |
| 令和8年3月18日  | II-1.対象人数<br>いつ時点の計数か          | 令和3年9月1日時点<br>500人以上   | 令和7年3月31日時点<br>500人未満  | 事後   | 時点修正                              |
| 令和8年3月18日  | II-2.取扱者数<br>いつ時点の計数か          | 令和3年9月1日時点   | 令和7年3月31日時点  | 事後   | 時点修正                              |
| 令和8年3月18日  | IV-8.人手を介在させる作業                | (なし)   | 項目を追加  | 事後   | 様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらな      |
| 令和8年3月18日  | IV-11.最も優先度が高いと考えられる対策         | (なし)   | 項目を追加  | 事後   | 様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらな      |
| 令和8年3月18日  | I-3.個人番号の利用<br>法令上の根拠          | 番号法第9条第1項 別表第一の7の項<br>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条第2号及び同条第3号<br>番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例  | 番号法第9条第1項 別表の8の項<br>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第7条第1項<br>番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例   | 事後   | 番号法の一部改正に伴う記載変更のため、重要な変更にあたらな     |
| 令和8年3月18日  | I-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携      | 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<br><br>(別表第二における情報提供の根拠)<br>第3欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「小児慢性特定疾病医療費」が含まれる項(26、56の2、87の項)<br><br>(別表第二における情報照会の根拠)<br>第1欄(情報照会)が「都道府県知事」のうち、第2欄(事務)に「小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(9の項)  | (情報提供)<br>・番号法第19条第8号<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づき利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「番号利用法情報提供省令」という。)第2条の表の42、80、125、161の項<br>(情報照会)<br>・番号法第19条第8号<br>・番号利用法情報提供省令第2条の表の13の項   | 事後   | 番号法の一部改正に伴う記載変更のため、重要な変更にあたらな     |
| 令和8年3月18日  | I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>事務の概要 | 札幌市では、児童福祉法に基づき小児慢性特定疾病を有する児童の医療費の支給に関する事務を行っている。<br><br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律((平成25年5月31日法律第27号)以下、「番号法」という。)別表第一の7項により個人番号を利用することができるのは、小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。<br><br>については、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。<br>児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給に関して、以下の事務を行う。<br>①申請書類を受付し、管理する。<br>②小児慢性特定疾病の審査結果及び認定内容の情報を管理する。<br>③認定内容に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給を管理する。 | 札幌市では、児童福祉法に基づき小児慢性特定疾病を有する児童の医療費の支給に関する事務を行っている。<br><br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律((平成25年5月31日法律第27号)以下、「番号法」という。)別表の7項により個人番号を利用することができるのは、小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。<br><br>については、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。<br>児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給に関して、以下の事務を行う。<br>①申請書類を受付し、管理する。<br>②小児慢性特定疾病の審査結果及び認定内容の情報を管理する。<br>③認定内容に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給を管理する。 | 事後   | 番号法の一部改正に伴う記載変更のため、重要な変更にあたらな     |